

## 高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、喀痰吸引等を必要とする在宅の障がい者又は障がい児の日常生活を支援するため、居宅介護事業者に対し、当該居宅介護事業者の従業員の喀痰吸引等研修の受講に要する経費等の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 喀痰吸引等 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。
- (2) 喀痰吸引等研修 法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修をいう。
- (3) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (4) 障がい児 障害者総合支援法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (5) 居宅介護事業者 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護を行う事業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住する障がい者又は障がい児に対し喀痰吸引等を行うことを予定している従業員がいる居宅介護事業者とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条に規定する従業員の喀痰吸引等研修に係る受講負担額(教材費を含む。)とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち、事業所が負担した費用の半額とする。ただし、従業員1人当たり10,000円を限度とする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第5号に掲げる書類については、個人情報確認に係る同意書(様式第2号)の提出が併せてある場合は、省略することができる。

- (1) 研修を実施する機関に対して申込みを行う際に提出する書類の写し
- (2) 研修を受講する従業員との雇用契約書の写し
- (3) 研修を実施する機関の研修費用の内訳が分かる資料
- (4) 暴力団員等に該当しない旨の誓約書(様式第3号)

(5) 喀痰吸引等を受ける高砂市民の住民票

(交付の決定の通知)

第7条 市長は、補助することに決定したときは、高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該決定を受けた事項を変更するときは、高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。ただし、補助金額を増額することはできないものとする。

(変更交付決定通知)

第9条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、当該変更等を承認するか否かを決定し、高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、喀痰吸引等研修の受講者が受講を終了したときは、高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 法附則第3条1項に規定する認定特定行為業務従事者証の写し

(2) 研修を実施した機関が発行する領収書の原本

(3) 登録喀痰吸引等事業者（特定行為）通知書の写し又は登録を受ける旨の誓約書（様式第8号）

(4) 研修実施日の分かる書類（実施状況報告書等）

2 前項の規定による報告の期限は、申請年度末日とする。

(補助金額の確定の通知)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合において、当該報告の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金確定通知書（様式第9号）により、補助決定者に通知するものとする。

(辞退)

第12条 補助決定者は、事業中止及び実績報告が困難となったときは、高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金辞退承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金辞退承認申請書の提出があったときは、辞退を承認するか否かを決定し、高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金辞退承認書（様式第11号）により補助決定者に通知するものとする。

(請求)

第13条 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金請求書(様式第12号)を市長に提出するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。